

(承継資金運用業務を行う場合における利益及び損失の会計処理)

第六条 管理運用法人が承継資金運用業務を行う場合には、第十二条中「及び国民年金勘定」とあるのは、「国民年金勘定及び承継資金運用勘定」とする。この場合、承継資金運用勘定においては、経常損益の計算結果に総合勘定分配金収入を合算して得た額又は経常損益の計算結果から総合勘定繰入金減額損を控除して得た額を、当期純利益又は当期純損失として計上するものとする。

(年金資金運用基金法施行規則等の廃止)

第七条 次に掲げる省令は、廃止する。
一 年金資金運用基金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)

二 年金資金運用基金の財務及び会計に関する省令(平成十三年厚生労働省令第七十六号)

三 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十七号)

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第八条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第五十一号を次のように改正する。
五十一 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)に係る申請等
同法第十二条第一項第十二号及び第十三号の資金の貸付けに係る申請、同法附則第五条の第二項の債権の管理及び回収に係る申請並びに同法附則第五条の第三項のあつせんに係る申請

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第九条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)第二十七条に規定する管理運用方針(第六号において「管理運用方針」という。)において」を「年金積立金管理運用独立行政法人が」に改め、同項第一号から第五号までの規定中「運用基金指定ベンチマーク」を「管理運用法人指定ベンチマーク」に改め、同項第六号中「管理運用方針において取得すべきものとされている」を「年金積立金

管理運用独立行政法人が取得すべきものとして」に改め、同項第七号中「年金資金運用基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人」に「年金資金運用基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人」に改め、同項第七号及び第八号中「年金資金運用基金等」を「年金積立金管理運用独立行政法人等」に改める。
(独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第十条 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十五年厚生労働省令第四百四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の二条を加える。
(小口の教育資金の貸付けを受けることができる被保険者の要件)

第二条の二 機構法附則第五条の第三項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 厚生年金保険の被保険者としての被保険者期間及び国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。次号において同じ。)としての被保険者期間(同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者並びに同法附則第五条第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第一条第一項に規定する被保険者)があつては、保険料納付済期間(国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。)及び保険料半額免除期間(同法第五条第五項に規定する保険料半額免除期間をいう。)に限る。次号において同じ。)を合算した期間が十年以上であること。

二 小口の教育資金の貸付けのあつせんの申込み(次号において「申込み」という。)を受理した日の属する月の前々月までの二十四か月間において次に掲げる期間以外の期間がないこと。

イ 厚生年金保険の被保険者としての被保険者期間
ロ 国民年金の被保険者としての被保険者期間

ハ 国民年金の保険料全額免除期間(国民年金法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間をいう。)

ニ 厚生年金以外の被用者年金各法(国民年金法第五條第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。)の組合員期間
ホ 日本国内に住所を有しない者であつた期間

三 申込みのあつた日の属する月の前々月において国民年金法第八十九條、第九十條第一項若しくは第九十條の三第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)附則第十九條第一項若しくは第二項の規定により保険料を納付することを要しないものとされていないこと。
(承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合における業務方法書の記載事項)

第二条の三 機構法附則第五条の第二項第一項、第二項及び第三項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八條第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 機構法附則第五条の第二項に規定する債権の管理及び回収に関する事項
二 機構法附則第五条の第三項に規定する小口の教育資金の貸付けのあつせんに関する事項

○厚生労働省令第五十九号
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和十五年法律第二十三号)第八十四條第一項、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二十八條第二項及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)第十四條の規定に基づき、並びに独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)第十三條の規定を実施するため、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月二十九日
厚生労働大臣 川崎 二郎

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
第十六条中「間」の下に「当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、支給の申請を受理した日から三月以内」を加える。

第四十六條第三項中「並びに同條第十八項」を「、同條第十八項」に改め、「係るもの」の下に「並びに法第八十二條第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第三章第六節に係るもの」を加える。

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第二条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十五年厚生労働省令第四百四十七号)の一部を次のように改正する。
第一条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。
第十条第一項第二号中「及び第七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第七十七條の二十六の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号)の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月二十九日
厚生労働大臣 川崎 二郎
指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第六号中「第十七条の十第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額」を「第十七条の十第二項第一号に規定する額から当該指定施設支援につき支給された施設訓練等支援費の額を控除した額」に改め、同条第七号中「第十七条の十第三項」を「第十七条の十第四項」に改め、同条第九号中「第十七条の十一第八項」の下に「法第十七条の十三の四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第三十三条第三項中「法第四十条の二第五項に規定する身体障害者居宅生活支援事業」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定身体障害者更生施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

第四十条第一項ただし書及び同項第三号を削る。
 第五十条第一項ただし書及び同項第三号を削る。
 第六十条第一項ただし書及び同項第三号を削る。
 第七十条第一項ただし書及び同項第三号を削る。
 第八十条に次の一項を加える。

7 前各項に規定するもののほか、指定身体障害者更生施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
 第十一條第六項中「法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）」に改め、同条第八項中「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に改める。

第十四条第二項ただし書中「から第三項まで」を「及び第二項」に改める。
 第十五条第一項中「又はその扶養義務者」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。
 2 指定身体障害者更生施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、入所者から当該提供した指定施設支援につき法第十七条の十第二項第一号に掲げる額の支払を受けるものとする。

3 指定身体障害者更生施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる指定施設支援の区分に応じ、当該各号に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 指定施設支援（通所によるものを除く。）
 イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第十七条の十三の四の規定により特定入所者食費等給付費が入所者に支給された場合は、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。）第十七条の五第一項に規定する食費等の基準費用額（法第十七条の十三の四第八項において準用する法第十七条の十一第八項の規定により当該特定入所者食費等給付費が入所者に代わり当該指定身体障害者更生施設に支払われた場合は、令第十七条の五第一項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）
 ロ 被服費
 ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

二 指定施設支援（通所によるものに限る。）
 イ 食事の提供に要する費用
 ロ 日用品費
 ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

第十五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、「又はその扶養義務者」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
 4 前項第一号イ及び第二号イに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
 第十五条の次に次の一条を加える。
 （施設利用者負担額等に係る管理）
 第十五条の二 指定身体障害者更生施設（通所による指定施設支援を提供する場合を除く。以下この項において同じ。）は、入所者（通所による入所者を除く。以下この項において同じ。）が同

一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該入所者が当該同一の月に受けた指定施設支援に係る法第十七条の十第二項第二号に掲げる額（法第十七条の十三の二の規定の適用がある場合にあっては、法第十七条の十第二項第二号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額）及び指定障害福祉サービスに要した費用（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する特定費用を除く。）の額から同法第二十九条第三項の規定により算定された同法の介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条において「施設利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、施設利用者負担額等合計額が高額施設訓練等支援費算定基準額（令第十七条の四第一項に規定する高額施設訓練等支援費算定基準額をいう。）を超えるときは、指定身体障害者更生施設は、当該指定障害福祉サービスの状況を確保の上、当該施設利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、入所者に通知しなければならない。

2 指定身体障害者更生施設（通所による指定施設支援を提供する場合に限る。）は、入所者（通所による入所者に限る。）から施設利用者負担額等合計額の管理を依頼された場合にあっては、正当な理由なく、拒んではならない。
 第十六条第一項中「施設訓練等支援費」の下に「又は特定入所者食費等給付費」を加え、同条第二項中「前条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第十七条に次の二項を加える。
 4 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
 5 指定身体障害者更生施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 第二十一条を次のように改める。

（食事の提供）
 第二十一条 指定身体障害者更生施設（通所による指定施設支援を提供する場合を除く。）は、正当な理由なく、食事の提供を拒んではならない。
 2 指定身体障害者更生施設（通所による指定施設支援を提供する場合に限る。）は、食事の提供を行うことができる。

3 前項の規定による食事の提供については、あらかじめ、利用者に対し、当該施設における食事の提供の有無を説明し、提供される場合については、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
 4 第一項又は第二項の規定により食事の提供が行われる場合は、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
 5 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
 6 栄養士を置かない指定身体障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。
 第二十八条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。
 七 虐待の防止のための措置に関する事項
 第三十一条中「立てておくとともに」を「立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに」に改める。

第三十五条第三項中「法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）」に改める。
 第四十二条第三項中「身体障害者居宅生活支援事業者」を「障害福祉サービスを行う者」に改め、同条に次の一項を加える。
 4 指定身体障害者更生施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

4 指定身体障害者更生施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

4 指定身体障害者更生施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

4 指定身体障害者更生施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

第四十三条第一項ただし書及び同項第三号を削る。

第四十四条に次の一項を加える。
4 前三項に規定するもののほか、指定身体障害者療養施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第四十八条第三項中「身体障害者居宅生活支援事業者」を「障害福祉サービスを行う者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じよう努めなければならない。

第四十九条第一項ただし書及び同項第三号を削る。

第五十二条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、指定特定身体障害者入所授産施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第五十三条を次のように改める。
(指定特定身体障害者通所授産施設の設備)

第五十三条 指定特定身体障害者通所授産施設(食事の提供を行うものに限る。)の設備の基準は次のとおりとする。

一 食堂兼集会室
イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

二 洗面所 入所者の特性に応じたものであること。

三 便所
イ 男子用と女子用を別に設けること。
ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室兼静養室
イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場
イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 更衣室 男子用と女子用を別に設けること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅 二・二メートル以上とすること。
2 指定特定身体障害者通所授産施設(食事の提供を行うものを除く。)の設備の基準については、前項の規定(第一号イを除く。)を準用する。この場合において、同項第一号中「食堂兼集会室」とあるのは、「集会室」と読み替えるものとする。

3 指定特定身体障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

4 第一項(第二項において準用する場合を含む。)及び前項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 前各項に規定するもののほか、指定特定身体障害者通所授産施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第五十五条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

附則
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第六十一号
知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二十六の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号)の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月二十九日
厚生労働大臣 川崎 二郎

指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第十五条の十一第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額」を「第十五条の十一第二項第一号に規定した額から当該指定施設支援につき支給された施設訓練等支援費の額を控除した額」に改め、同条第七号中「第十五条の十一第三項」を「第十五条の十一第四項」に改め、同条第九号中「第十五条の十一第八項」の下に「(法第十五条の十四の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三条第三項中「法第四条第六項に規定する知的障害者居宅生活支援事業」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同法附則第八号第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定知的障害者更生施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じよう努めなければならない。

第四号第一項ただし書及び同項第三号を削る。

第七号に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、指定知的障害者入所更生施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第八条第一項に次のただし書を加える。
ただし、食事の提供を行わない施設にあっては、第一号の食堂を設けないことができる。

第八条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、指定知的障害者通所更生施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第十二条第六項中「法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス(障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)」に改め、同条第八項中「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に改める。

第十六条を次のように改める。
(施設利用者負担額等の受領)

第十六条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援を提供した際は、入所者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害者更生施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、入所者から当該提供した指定施設支援につき法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額の支払を受けようとする。

3 指定知的障害者更生施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる指定施設支援の区分に応じ、当該各号に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 指定施設支援(通所によるものを除く。)
イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第十五条の十四の四の規定により特定入所者食費等給付費が入所者に支給された場合は、知的障害者福祉法施行令(昭和三十一年政令第三号。以下「令」という)第七条の五第一項に規定する食費等の基準費用額(法第十五条の十四の四第二項において準用する法第十五条の十二第八項の規定により当該特定入所者食費等給付費が入所者に代わり当該指定知的障害者更生施設に支払われた場合は、令第七条の五第一項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

ロ 被服費
ハ 日用品費

二 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

二 指定施設支援(通所によるものに限る。)
イ 食事の提供に要する費用
ロ 日用品費

ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号イ及び第二号イに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定知的障害者更生施設は、第一項から第三項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った入所者に対し交付しなければならない。

6 指定知的障害者更生施設は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならぬ。

第十六条の次に次の一条を加える。

(施設利用者負担額等に係る管理)

第十六条の二 指定知的障害者更生施設(通所による指定施設支援を提供する場合を除く。以下この項において同じ)は、入所者(通所による入所者を除く。以下この項において同じ)が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該入所者が当該同一の月に受けた指定施設支援に係る法第十五条の十一第二項第二号に掲げる額(法第十五条の十四の二の規定の適用がある場合にあつては、法第十五条の十一第二項第二号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)及び指定障害福祉サービスに要した費用(障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する特定費用を除く)の額から同法第二十九条第三項の規定により算定された同法の介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下この条において「施設利用者負担額等合計額」という)を算定しなければならない。この場合において、施設利用者負担額等合計額が高額施設訓練等支援費算定基準額(令第七条の四第一項に規定する高額施設訓練等支援費算定基準額をいう)を超えるときは、指定知的障害者更生施設は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、当該施設利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、入所者に通知しなければならない。

2 指定知的障害者更生施設(通所による指定施設支援を提供する場合に限る)は、入所者(通所による入所者に限る)から施設利用者負担額等合計額の管理を依頼された場合にあつては、正当な理由なく、拒んではならない。

第十七条第一項中「施設訓練等支援費」の下に「又は特定入所者食費等給付費」を加え、同条第二項中「前条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第十八条に次の二項を加える。

4 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」という)を行つてはならない。

5 指定知的障害者更生施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二十二條を次のように改める。

(食事の提供)

第二十二條 指定知的障害者更生施設(通所による指定施設支援を提供する場合を除く)は、正当な理由なく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定知的障害者更生施設(通所による指定施設支援を提供する場合に限る)は、食事の提供を行うことができる。

3 前項の規定による食事の提供については、あらかじめ、利用者に対し、当該施設における食事の提供の有無を説明し、提供される場合については、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

4 第一項又は第二項の規定により食事の提供が行われる場合は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

5 調理はあらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

6 栄養士を置かない指定知的障害者更生施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

第三十條第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十三條中「立てておく」とともに「を」を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに「に」を改める。

第三十七條第三項中「法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者(障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう)」に改める。

第四十四條第三項中「知的障害者居宅生活支援事業者」を「障害福祉サービスを行う者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定特定知的障害者授産施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じよう努めなければならない。

第五十四條第三項中「知的障害者居宅生活支援事業者」を「障害福祉サービスを行う者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定知的障害者通所施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じよう努めなければならない。

第五十六條に次の一項を加える。

3 前二項に規定するもののほか、指定知的障害者通所施設には、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第五十七條第一項中「又はその扶養義務者」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 指定知的障害者通所施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、当該提供した指定施設支援につき法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額の支払を受けるものとする。

3 指定知的障害者通所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費

二 日用品費

三 被服費

四 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

第五十七條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、又はその扶養義務者を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第六十一條第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十二條中「第十七條」を「第十六條の二」に改める。

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

厚生労働大臣 川崎 二郎

第三十七條第三項中「法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者」を「指定障害福祉サービス事業者(障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう)」に改める。

第四十四條第三項中「知的障害者居宅生活支援事業者」を「障害福祉サービスを行う者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定特定知的障害者授産施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じよう努めなければならない。

第五十四條第三項中「知的障害者居宅生活支援事業者」を「障害福祉サービスを行う者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定知的障害者通所施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じよう努めなければならない。

第五十六條に次の一項を加える。

3 前二項に規定するもののほか、指定知的障害者通所施設には、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

第五十七條第一項中「又はその扶養義務者」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 指定知的障害者通所施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、当該提供した指定施設支援につき法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額の支払を受けるものとする。

3 指定知的障害者通所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費

二 日用品費

三 被服費

四 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

第五十七條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、又はその扶養義務者を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第六十一條第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十二條中「第十七條」を「第十六條の二」に改める。

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

厚生労働大臣 川崎 二郎